

千葉地理学会会則(2024年1月20日総会にて改正、同日実施)

- 第1条 本学会は千葉地理学会と称する。事務局は原則として国立大学法人千葉大学教育学部地理学研究室におく。事務局の所在地は千葉市稲毛区弥生町1番33号とする。
- 第1条の2 会計上の手続きにおいて必要な場合は、事務局を会長の定める会計担当者宅に指定することができる。
- 第2条 本会は千葉県の地理学、地理教育の進歩、普及を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。  
1.研究発表会、講演会の開催 2.巡検の開催 3.機関誌の発行  
4.地理学的共同調査、地理教育の共同調査 5.県内外の学術団体との交流 6.その他本会の目的を達するに必要な事業
- 第4条 本会の総会は年1回開催するものとする。
- 第5条 本会の会則改正は総会の決議によって行う。
- 第6条 本会は会則第2条に掲げた目的に賛成する者をもって構成する。
- 第7条 削除
- 第8条 本会の入退会は本人の申し出と、総会での報告をもって成立する。
- 第9条 会員は会費として、当分の間年2,000円を前納する。ただし、会員の指導の下にある学生等は、年会費の納入を免除することができる。
- 第10条 会員は本会の行う事業に参加することができる。
- 第11条 本会は次の役員を置く。役員の任期は2カ年とする。会計監査は連続して就任できない。  
会長1名 副会長2名 会計監査2  
事務局長1名・事務局委員(庶務・会計・研究・編集・巡検)若干名
- 第12条 会長は会務を総括し、副会長はこれを補佐する。会長の事故あるときは、副会長がこれを代行する。
- 第13条 会計監査は、本会の会計を監査し、総会にて報告する。
- 第14条 事務局長・事務局委員は、会の事業計画、運営などを行なう。
- 第15条 会長、副会長、会計監査は、総会において選出する。事務局長、事務局委員は会長の指名により総会で承認を得る。
- 第16条 5年間会費を未納し、かつ連絡がないときは脱会とみなす。

付

1. この会則は1960年(昭和35年)5月1日より実施する。
2. 1971年(昭和46年)4月1日一部改正し、実施する。
3. 1977年(昭和52年)4月1日一部改正し、実施する。
4. 1995年(平成7年)1月22日一部改正し、実施する。
5. 2004年(平成16年)1月25日一部改正し、実施する。
6. 2019年(令和元年)10月27日一部改正し、実施する。
7. 2024年(令和6年)1月20日一部改正し、実施する。